

令和 8 年 6 月 8 日開会

令和 8 年 6 月 日閉会

令和 8 年第 3 回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

令和 8 年第 3 回八百津町議会定例会議事日程表

令和 8 年 6 月 8 日 午 時 分開議

日程第 1	議席の指定		
日程第 2	諸般の報告		
日程第 3	会議録署名議員の指名		
日程第 4	会期の決定		
日程第 5	議案第 3 1 号	専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）	1
日程第 6	議案第 3 2 号	専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	48
日程第 7	議案第 3 3 号	専決処分した事件の承認について（八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）	70
日程第 8	議案第 3 4 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 1 4 号））	73
日程第 9	議案第 3 5 号	八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について	75
日程第 1 0	議案第 3 6 号	八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定について	78
日程第 1 1	議案第 3 7 号	八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	80
日程第 1 2	議案第 3 8 号	八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について	91
日程第 1 3	議案第 3 9 号	八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	93
日程第 1 4	議案第 4 0 号	令和 8 年度八百津町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
日程第 1 5	議案第 4 1 号	令和 8 年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
日程第 1 6	議案第 4 2 号	令和 8 年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
日程第 1 7	議案第 4 3 号	財産の取得について	96
日程第 1 8	議案第 4 4 号	町道の路線変更について	97
日程第 1 9	議案第 4 5 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98

日程第 2 0	議案第 4 6 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
日程第 2 1	議案第 4 7 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	100
日程第 2 2	議案第 4 8 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	101
日程第 2 3	議案第 4 9 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	102
日程第 2 4	議案第 5 0 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103
日程第 2 5	議案第 5 1 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	104
日程第 2 6	議案第 5 2 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	105
日程第 2 7	議案第 5 3 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	106
日程第 2 8	議案第 5 4 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	107
日程第 2 9	議案第 5 5 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	108
日程第 3 0	議案第 5 6 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
日程第 3 1	議案第 5 7 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	110
日程第 3 2	議案第 5 8 号	八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	111

議案第 31 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

専第6号

八百津町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第45号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第46号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第47号）の公布に伴い、八百津町税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町税条例の一部を改正する条例

別紙

八百津町税条例（昭和43年八百津町条例第6号）の一部を次のように改正する。

– 3 –

各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) _____ 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第142条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) _____ 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第142条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第26条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____
第26条の10において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(寄附金税額控除)

第26条の8 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の

各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第65条の6第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第142条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第65条の6第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第142条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第26条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第26条の10において「特定配当等」という。)
_____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(寄附金税額控除)

第26条の8 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の

7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（町民税の申告）

第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号並びに第28条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の

7第11項（法附則第5条の6第2項____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（町民税の申告）

第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項____において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の

控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の8第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者

控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の8第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者

(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。 _____)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第34条の9第3項において同じ。))により提供することができる。

6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に

(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。))の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の9第3項において同じ。))により提供することができる。

6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下こ

提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

の項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他法施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他法施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電

(新設)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電

磁的方法により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第42条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が、土地又は家屋にあつては30万円_____、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第64条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(削る)

- 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第65条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する

磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第42条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が、土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第64条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

- 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に_____課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第65条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定す

	る 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>
(削る)	<u>3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>
(削る)	<u>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>
(削る)	<u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第 6 5 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。</u>

(削る)	<u>(環境性能割の税率)</u> <u>第 6 5 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第 4 5 1 条第 1 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1</u> <u>(2) 法第 4 5 1 条第 2 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2</u> <u>(3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3</u>
(削る)	<u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第 6 5 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u>
(削る)	<u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第 6 5 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u>
(削る)	<u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第 6 5 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者</u>

(削る) (<u>軽自動車税</u>の税率) 第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期) 第67条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 (略) (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第67条の2 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第69条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあ	に対し、10万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (<u>環境性能割の減免</u>) 第65条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割</u>を減免する。 2 前項の規定による<u>環境性能割</u>の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (<u>種別割</u>の税率) 第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (<u>種別割</u>の賦課期日及び納期) 第67条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 (略) (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第67条の2 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第69条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあ
---	---

つては法施行規則第33号の4様式
による申告書、原動機付自転車及び小型
特殊自動車の所有者又は使用者にあつて
は法施行規則第33号の5様式による申
告書並びにその者の住所を証明すべき書
類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申
告事項について変更があつた場合におい
ては、その事由が生じた日から15日以
内に、当該変更があつた事項について軽
自動車及び2輪の小型自動車の所有者又
は使用者にあつては法施行規則第33号
の4様式による申告書並びに原動機
付自転車及び小型特殊自動車の所有者又
は使用者にあつては法施行規則第33号
の5様式による申告書を町長に提出しな
ければならない。ただし、次項の規定によ
り申告書を提出すべき場合については、
この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者
は、軽自動車等の所有者等でなくなった
日から30日以内に、軽自動車及び2輪
の小型自動車の所有者又は使用者にあつ
ては法施行規則第33号の4様式に
よる申告書、原動機付自転車及び小型特
殊自動車の所有者又は使用者にあつては
法施行規則第34号様式による申告書を
町長に提出しなければならない。

4 (略)
(軽自動車税に係る不申告等に関する過
料)

第70条 (略)

(軽自動車税の減免)

第71条 町長は、公益のため直接専用す
る軽自動車等のうち必要と認めるものに
対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免
を受けようとする者は、納期限までに、当

つては法施行規則第33号の4の2様式
による申告書、原動機付自転車及び小型
特殊自動車の所有者又は使用者にあつて
は法施行規則第33号の5様式による申
告書並びにその者の住所を証明すべき書
類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申
告事項について変更があつた場合におい
ては、その事由が生じた日から15日以
内に、当該変更があつた事項について軽
自動車及び2輪の小型自動車の所有者又
は使用者については法施行規則第33号
の4の2様式による申告書並びに原動機
付自転車及び小型特殊自動車の所有者又
は使用者については法施行規則第33号
の5様式による申告書を町長に提出しな
ければならない。ただし、次項の規定によ
り申告書を提出すべき場合については、
この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者
は、軽自動車等の所有者等でなくなった
日から30日以内に、軽自動車及び2輪
の小型自動車の所有者又は使用者につい
ては法施行規則第33号の4の2様式に
よる申告書、原動機付自転車及び小型特
殊自動車の所有者又は使用者については
法施行規則第34号様式による申告書を
町長に提出しなければならない。

4 (略)
(種別割に係る不申告等に関する過
料)

第70条 (略)

(種別割の減免)

第71条 町長は、公益のため直接専用す
る軽自動車等のうち必要と認めるものに
対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免
を受けようとする者は、納期限までに、当

該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第72条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する（1台に限る。）。

(1)・(2) (略)

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しく

該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第72条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する（1台に限る。）。

(1)・(2) (略)

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しく

は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第73条 (略)

2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、規則で定める様式による申請

は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第73条 (略)

2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、規則で定める様式による申請

書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の2又は第64条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度以後

の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用

書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が種別割

を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度まで

の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用

することができる。
(削る)

することができる。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額
控除)

第6条の3 平成20年度から平成28年
度までの各年度分の個人の町民税に限
り、所得割の納税義務者が前年分の所得
税につき租税特別措置法第41条又は第
41条の2の2の規定の適用を受けた場
合（同法第41条第1項に規定する居住
年（次条において「居住年」という。）が
平成11年から平成18年までの各年で
ある場合に限る。）においては、法附則第
5条の4第6項に規定するところにより
控除すべき額（第3項において「町民税の
住宅借入金等特別税額控除額」という。）
を、当該納税義務者の第26条の4及び
第26条の7の規定を適用した場合の所
得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における
第26条の9及び第26条の10第1項
の規定の適用については、第26条の9
中「前2条」とあるのは「前2条並びに附
則第6条の3第1項」と、同項中「前3条」
とあるのは「前3条並びに附則第6条の
3第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納
税義務者が、当該年度の初日の属する年
の3月15日までに、法施行規則で定め
るところにより、同項の規定の適用を受け
ようとする旨及び町民税の住宅借入金
等特別税額控除額の控除に関する事項を
記載した町民税住宅借入金等特別税額控
除申告書（その提出期限後において町民
税の納税通知書が送達される時までに提
出されたものを含む。）を、町長に提出し
た場合（法附則第5条の4第9項の規定
により税務署長を経由して提出した場合
を含む。）に限り、適用する。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額
控除)

第6条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には

____、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の9及び第26条の10第1項の規定の適用については、第26条の9中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3第1項」と、第26条の10第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第6条の4 第26条の8の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の3第1項、附則第15条の4第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の9及び第26条の10第1項の規定の適用については、第26条の9中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第26条の10第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第6条の4 第26条の8の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の3第1項、附則第15条の4第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則

第18条の2第1項、附則第18条の3第1項又は附則第19条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第7条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第26条から第26条の4まで、第26条の7から第26条の9まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項

第18条の2第1項又は附則第19条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第7条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第26条から第26条の4まで、第26条の7から第26条の9まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6

及び附則第 6 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等) 第 8 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 1 3 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第 7 条の 2 第 4 項（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第 2 6 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 9 条の 2 (略) 2 (略) 3 法附則第 1 5 条第 1 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。 4 法附則第 1 5 条第 2 1 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 法附則第 1 5 条第 2 1 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等) 第 8 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 1 3 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第 7 条の 2 第 4 項 に規定するところにより控除すべき額を、第 2 6 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 9 条の 2 (略) 2 (略) 3 法附則第 1 5 条第 1 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。 4 法附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 法附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
---	---

6 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
7 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	8 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>5分の3</u> とする。	13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>7分の6</u> とする。
14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。

1 6 <u>法附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 (削る) (削る) (削る) 1 7 <u>法附則第 1 5 条第 2 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 1 8 <u>法附則第 1 5 条第 3 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 1 9 <u>法附則第 1 5 条第 3 5 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 2 0 <u>法附則第 1 5 条第 3 6 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 2 1 <u>法附則第 1 5 条第 3 9 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 2 2 <u>法附則第 1 5 条第 4 0 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4 分の 3</u> とする。 2 3 (略) 2 4 (略) 2 5 <u>法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項</u>に規定	1 6 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 1 7 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 1 8 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 1 9 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 2 0 <u>法附則第 1 5 条第 2 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 2 1 <u>法附則第 1 5 条第 3 2 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 2 2 <u>法附則第 1 5 条第 3 6 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 2 3 <u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 2 4 <u>法附則第 1 5 条第 4 0 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 2 5 <u>法附則第 1 5 条第 4 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4 分の 3</u> とする。 2 6 (略) 2 7 (略) (新設)
--	---

する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第 1 2 条第 2 4 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 5 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 1 0 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>法施行規則</u>附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 2 項に規定する補助金等 (6) (略) 1 1 (略) 1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>法施行規則</u>附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	(4) 令附則第 1 2 条第 2 3 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 4 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 1 0 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則</u>附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等 (6) (略) 1 1 (略) 1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則</u>附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
--	--

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類

_____を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第9条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の3第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第9条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号）において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

4 (略)

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第9条の5 法附則第16条の3第1項

（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

4 (略)

(新設)

合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第55条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地

目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(削る)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第14条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第44条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第45条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以

(削る)

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の4の規定により読み替えられた第65条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第14条の3 町長は、当分の間、第65条の8の規定にかかわらず、県知事が自動

(削る)

車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 1 4 条の 4 第 6 5 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

(削る)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 1 4 条の 5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(削る)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 1 4 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 6 5 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 6 5 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「1 0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

(軽自動車税_____の税率の特例)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 1 5 条 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定

第 1 5 条 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する_____車両番号の指定

(次項及び第3項 _____ において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 _____ に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____ に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項 _____ に規定するガソリン軽自動車（以下この項 _____ において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分 _____ の軽自動車税 _____ に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(削る)

(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで _____ の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第15条の2 町長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足

項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足

額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第15条の3 （略）

2 （略）

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) （略）

- (2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

_____の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) （略）

額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第15条の3 （略）

2 （略）

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) （略）

- (2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附

則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) （略）

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附

則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附

の規定の適用
については、第26条の7中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附則第
16条第1項の規定による町民税の所得
割の額」と、第26条の8第1項前
段、第26条の9、第26条の10第1
項、附則第6条第1項及び附則第6条
の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の
額並びに附則第16条第1項の規定に
よる町民税の所得割の額」と、第26条
の8第1項後段中「所得割の額」とある
のは「所得割の額及び附則第16条第
1項の規定による町民税の所得割の額
の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を
譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民
税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和11
年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条
第1項に規定する譲渡所得の基因となる
土地等（租税特別措置法第31条第1項
に規定する土地等をいう。以下この条に
おいて同じ。）の譲渡（同項に規定する譲
渡をいう。以下この条において同じ。）を
した場合において、当該譲渡が優良住宅
地等のための譲渡（法附則第34条の2
第1項に規定する優良住宅地等のための
譲渡をいう。）に該当するときにおける前
条第1項に規定する譲渡所得（次条の規
定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項
において同じ。）に係る課税長期譲渡所得
金額に対して課する町民税の所得割の額
は、前条第1項の規定にかかわらず、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める金額に相当する額とする。

則第6条の3の2第1項の規定の適用
については、第26条の7中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附則第
16条第1項の規定による町民税の所得
割の額」と、第26条の8第1項前
段、第26条の9、第26条の10第1
項、附則第6条第1項、附則第6条の3
第1項及び附則第6条の3の2第1項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の
額並びに附則第16条第1項の規定に
よる町民税の所得割の額」と、第26条
の8第1項後段中「所得割の額」とある
のは「所得割の額及び附則第16条第
1項の規定による町民税の所得割の額
の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を
譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民
税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和8年
度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条
第1項に規定する譲渡所得の基因となる
土地等（租税特別措置法第31条第1項
に規定する土地等をいう。以下この条に
おいて同じ。）の譲渡（同項に規定する譲
渡をいう。以下この条において同じ。）を
した場合において、当該譲渡が優良住宅
地等のための譲渡（法附則第34条の2
第1項に規定する優良住宅地等のための
譲渡をいう。）に該当するときにおける前
条第1項に規定する譲渡所得（次条の規
定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項
において同じ。）に係る課税長期譲渡所得
金額に対して課する町民税の所得割の額
は、前条第1項の規定にかかわらず、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(新設)

良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附

則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条

第1項及び附則第6条の3第1項

の規定の適用
については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所

第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項

の規定の適用
については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(新設)

得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同

条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則

第6条第1項及び附則第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定に

第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定に

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定に

よる町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項

の規定の適用については、第26条の7中「所得割の

よる町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び

第6条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び

第6条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項 ____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)	額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2及び第28条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第42条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第26条の8第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2の改正規定及び附則第16条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八百津町税条例（以下「新条例」という。）第28条の3

の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の八百津町税条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の八百津町税条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の八百津町税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個

人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第42条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 32 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

専第7号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金課税額の追加、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）の公布に伴い、八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 別紙

令和8年八百津町条例第15号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険税条例（昭和39年八百津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）・（3） （略） <u>（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用</u>	（課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u> の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）・（3） （略） （新設）

(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

(新設)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.53を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.53を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3 _____ 及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3 _____ 及

び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,300円 (2)・(3) (略) <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> <u>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。</u> <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> <u>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。</u> <u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> <u>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について80円とする。</u> <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u> <u>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</u> <u>(2) 特定世帯 400円</u> <u>(3) 特定継続世帯 600円</u> <u>(国民健康保険税の減額)</u> 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金	び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,300円 (2)・(3) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金
---	--

等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、
同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」

等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに
同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」

という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 21,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,010円

(イ) 特定世帯 8,505円

(ウ) 特定継続世帯 12,758円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,280円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,190円

という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 21,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,010円

(イ) 特定世帯 8,505円

(ウ) 特定継続世帯 12,758円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,280円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,190円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4, 7 6 0 円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4, 7 6 0 円
キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8 4 0 円</u>	(新設)
ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5 6 円</u>	(新設)
ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5 6 0 円</u> <u>(イ) 特定世帯 2 8 0 円</u> <u>(ウ) 特定継続世帯 4 2 0 円</u>	(新設)
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5, 000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯

主を除く。) 1人について 15,300円	主を除く。) 1人について 15,300円
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,150円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,150円
(イ) 特定世帯 6,075円	(イ) 特定世帯 6,075円
(ウ) 特定継続世帯 9,113円	(ウ) 特定継続世帯 9,113円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,200円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,200円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
(イ) 特定世帯 2,000円	(イ) 特定世帯 2,000円
(ウ) 特定継続世帯 3,000円	(ウ) 特定継続世帯 3,000円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,850円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,850円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,400円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,400円
キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 600円</u>	(新設)
ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども</u>	(新設)

・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,860円

(イ) 特定世帯 2,430円

(新設)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,860円

(イ) 特定世帯 2,430円

(ウ) 特定継続世帯 3, 645円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 080円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 600円 (イ) 特定世帯 800円 (ウ) 特定継続世帯 1, 200円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 340円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 360円 キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 240円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16円</u> ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u>	(ウ) 特定継続世帯 3, 645円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 080円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 600円 (イ) 特定世帯 800円 (ウ) 特定継続世帯 1, 200円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2, 340円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 360円 (新設) (新設) (新設)
---	--

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び
被保険者均等割額
（第1項に規定する金額を

減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額

から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第4条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」

（新設）

（新設）

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第4条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」

とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23

とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第7条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第7条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4

額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条____
____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条____

及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等

及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等

の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第12条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金

の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第12条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第13条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第13条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第14条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第14条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
---	---

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

専第 9 号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の改正に伴い、八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 5 月 27 日

八百津町長 金子 政 則

1 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 別 紙

令和 8 年八百津町条例第 1 6 号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八百津町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 2 年八百津町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 3 0, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 1 5, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八百津町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた八百津町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の八百津町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第34号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第8号

令和7年度八百津町一般会計補正予算（第14号）の専決処分について

財政調整基金、明日のまちづくり基金及び庁舎建設基金の積立金を増額する必要が生じたため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

八百津町長 金子政則

1 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第14号）

別冊

議案第 35 号

八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例について
八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 8 年八百津町条例第 号

八百津町情報発信施設条例及び杉原千畝記念館条例の一部を改正する条例

(八百津町情報発信施設条例の一部改正)

第 1 条 八百津町情報発信施設条例（令和 5 年八百津町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 5 条関係） 【別記 1 参照】	別表（第 5 条関係） 【別記 1 参照】

【別記 1】

改正後

施設	区分	金額	適用
ハヤブサ・ミュージアム	町民	無料	購入者はハヤブサ・ミュージアム及び杉原千畝記念館にそれぞれ 1 回入館することができる。
	共通	500 円	
	中学生以下	無料	

改正前

施設	種別	区分	金額	適用
ハヤブサ・ミュージアム	個人	大人 (高校生以上)	300 円	
		中学生以下	無料	
	団体	大人 (高校生以上)	250 円	10 名以上
	共通	大人 (高校生以上)	500 円	購入者はハヤブサ・ミュージアム及び杉原千畝記念館にそれぞれ 1 回入館することができる。

(杉原千畝記念館条例の一部改正)

第 2 条 杉原千畝記念館条例（平成 1 2 年八百津町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(開館時間)	(開館時間)
第 4 条 記念館の開館時間は、午前 9 時 3 0	第 4 条 記念館の開館時間は、午前 9 時 3 0

分から午後4時30分までとする。ただし、町長が、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (入館料) 第7条 (略) 2 (略) (削る) 3 (略) 別表 (第7条関係) 【別記1 参照】	分から午後5時 _____ までとする。ただし、町長が、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (入館料) 第7条 (略) 2 (略) 3 <u>旧八百津発電所資料館の入館券の半券を提示した場合は、第1項の規定にかかわらず、同日の個人入館料に限り、団体入館料と同額とする。</u> 4 (略) 別表 (第7条関係) 【別記1 参照】
--	--

【別記1】

改正後

区分		金額	適用
町民		無料	
共通	大人 (高校生以上)	500 円	購入者は杉原千畝記念館及びハヤブサ・ミュージアムにそれぞれ1回入館することができる。
	中学生以下	無料	

改正前

種別	区分	金額	適用
個人	大人 (高校生以上)	300 円	
	中学生以下	無料	
団体	大人 (高校生以上)	250 円	20 名以上
共通	大人 (高校生以上)	500 円	購入者は杉原千畝記念館及びハヤブサ・ミュージアムにそれぞれ1回入館することができる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(提案説明)

杉原千畝記念館及びハヤブサ・ミュージアムの開館時間及び入館料の見直しにより、利便性の向上と利用機会の拡大を図るため、それぞれ条例の一部を改正する。

議案第 36 号

八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例の制定について
八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 8 年八百津町条例第 号

八百津町乳児等通園支援事業の利用者負担金に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 1 項の規定により町が実施する八百津町乳児等通園支援事業（以下この条において「本事業」という。）において、本事業を利用する乳児又は幼児（以下次条において「利用児童」という。）の保護者から徴収する費用（以下「利用者負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担金)

第 2 条 利用者負担金は、利用児童 1 人当たり 1 時間につき 300 円以内の額で、規則で定める額とする。

(利用者負担金の減免)

第 3 条 町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(提案説明)

公立保育園において実施する乳児等通園支援事業の利用者負担金を定めるため、本条例を制定する。

議案第 37 号

八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第3条)

第2節 運営に関する基準(第4条―第32条)

第3章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の

心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本

その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「善行」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（提案説明）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

議案第 38 号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 8 年八百津町条例第 号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例

八百津町介護保険条例（平成 1 2 年八百津町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料の減免） 第 1 1 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1)～(5) (略) <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、保険料を減額し、又は免除することについて特別の理由と認められるとき。</u> 2・3 (略) 附 則 <u>(令和 8 年度分の保険料の減免の特例)</u> <u>第 1 1 条 町長は、令和 8 年度分の保険料について、第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。</u>	（保険料の減免） 第 1 1 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1)～(5) (略) (新設) 2・3 (略) 附 則 (新設)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（提案説明）

令和 7 年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部改正が行われたことを受け令和 8 年度町民税が課されているとみなされた者の介護保険料について、令和 7 年度の保険料段階まで減免できるよう所要の改正を行う。

議案第 39 号

八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 8 年八百津町条例第 号

八百津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

八百津町町営住宅管理条例（平成 9 年八百津町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1 （第 2 条の 2 関係） 【別記 1 参照】	別表第 1 （第 2 条の 2 関係） 【別記 1 参照】

【別記 1】

改正後

名称	位置
解脱団地	八百津町八百津 3159 番地 1
東野団地	八百津町八百津 8466 番地、8490 番地 1
鯉居東団地	八百津町八百津 2800 番地
鯉居東団地集会所	八百津町八百津 2800 番地
中山団地	八百津町和知 281 番地
東英団地	八百津町八百津 3330 番地 1
錦織団地	八百津町錦織 1160 番地 1
錦織団地集会所	八百津町錦織 1160 番地 5
小草団地	八百津町久田見 2126 番地 1
コーポやおつ	八百津町八百津 3390 番地 2
潮見団地	八百津町潮見 235 番地 1
福地団地	八百津町福地 751 番地 11
コーポささゆり	八百津町八百津 3129 番地 13
丸根団地	八百津町伊岐津志 1718 番地 1

改正前

名称	位置
菅原団地	八百津町八百津 3324 番地
鯉居団地	八百津町八百津 2905 番地 1
久田見団地	八百津町久田見 2761 番地 8
解脱団地	八百津町八百津 3159 番地 1
東野団地	八百津町八百津 8466 番地、8490 番地 1
鯉居東団地	八百津町八百津 2800 番地
鯉居東団地集会所	八百津町八百津 2800 番地
須賀第二団地	八百津町八百津 8341 番地 3
中山団地	八百津町和知 281 番地
丸根団地集会所	八百津町伊岐津志 1692 番地
東英団地	八百津町八百津 3330 番地 1

錦織団地	八百津町錦織 1160 番地 1
錦織団地集会所	八百津町錦織 1160 番地 5
小草団地	八百津町久田見 2126 番地 1
コーポやおつ	八百津町八百津 3390 番地 2
潮見団地	八百津町潮見 235 番地 1
福地団地	八百津町福地 751 番地 11
コーポささゆり	八百津町八百津 3129 番地 13
丸根団地	八百津町伊岐津志 1718 番地 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案説明)

町営住宅を解体したことに伴い、条例の一部を改正する。

議案第43号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子 政 則

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 物品の名称、数量 | 防災対策用車両 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 災害時における非常用トイレ、救護室や宿泊スペースなどに活用できる防災対策用車両の取得 |
| 3 | 取得の方法 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約 |
| 4 | 契約の金額 | 13,759,929円 |
| 5 | 契約の相手方 | 可児市瀬田800番地1
株式会社 トイファクトリー
代表取締役 藤井 昭文 |

(提案説明)

防災対策用車両を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八百津町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

議案第44号

町道の路線変更について

次のとおり町道の路線を変更する。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

1 変更する路線

整理 番号	新旧 の別	路線名	起 点 終 点					敷地の 幅員(m)	延長 (m)	重要な 経過地	
251	旧	長畑線	伊岐津志	字	長畑	775	番 2	地先から	3.0 ~	141.0	
			伊岐津志	字	長畑	774	番 1	地先まで	4.4		
	新	長畑線	伊岐津志	字	長畑	757	番	地先から	3.0 ~	71.6	
			伊岐津志	字	長畑	773	番 2	地先まで	4.0		

(提案説明)

整理番号251は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発許可に関連した事業に伴う路線の変更のため議会の議決を求める。

議案第45号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所
氏 名

議案第46号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名

議案第47号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所
氏 名

議案第48号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名

議案第49号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所
氏 名

議案第50号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名

議案第 5 1 号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金 子 政 則

住 所
氏 名

議案第52号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名

議案第 53 号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

住 所
氏 名

議案第54号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名

議案第 55 号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

住 所
氏 名

議案第56号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名

議案第 57 号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

住 所
氏 名

議案第 58 号

八百津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名